

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 7	協定項目名	障害者福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

調整方針	1．国・県が定める制度で両町が実施している事業および広域で実施している事業については、新町に引き継ぐことを基本に調整する。 2．両町が独自に実施している制度や事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。
------	---

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(1) 宅配食事サービス	福祉配食サービス事業実施要綱 事業内容：適切な食事を宅配し、健康の保持、安否確認を行う。 対象者：身体障害者、知的障害者および精神障害者で適切な食事の供与が困難と認められる者 配食回数：1日2食（昼・夕食）以内で週3日（月・木・金）以内 個人負担：一食 325 円（1 人当たり税込 650 円の 1/2） 平成 1 5 年度 実績なし	配食サービス事業実施要綱 事業内容：適切な食事を宅配し、健康の保持、安否確認を行う 対象者：身体障害者、知的障害者および精神障害者で適切な食事の供与が困難と認められる者 利用決定：在宅介護支援センターで介護予防プランを作成し、協議決定。 配食回数：1日2食（昼・夕食）以内で週5日以内 個人負担：一食 250 円（1 人当たり税込 500 円の 1/2） 平成 1 5 年度 実績なし	下記のとおり実施し、詳細については合併時までに調整する。 ○ 事業内容 現行どおりとする。 ○ 対象者 現行どおりとする。 ○ 配食回数 1日2食（昼・夕食）以内で週5日以内とする。 ○ 個人負担 - 住民税非課税世帯 1食 300 円 （1人当たり税込 600 円の 1/2） - 住民税課税世帯 1食 400 円 （1人当たり税込 600 円の 2/3） ○ その他 ・ 高齢者宅配食事サービスと同内容として実施する。 ・ 在宅介護支援センターにて介護予防プラン作成要。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 7	協定項目名	障害者福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(2)紙おむつ助成	家族介護用品（紙おむつ）支給事業実施要綱 事業内容：紙おむつを支給することにより、衛生的な生活の向上を図るとともに介護者の経済的な負担の軽減を図る。 対 象 者：在宅の重度心身障害者(児)で常時おむつが必要な者 助成方法：利用券 6,000 円以内 / 月 × 12 枚 1 割本人負担。 平成 15 年度実績 1 名	制度なし	下記のとおり新町に拡大して実施し、詳細については合併時まで調整する。 ○対象者 在宅の重度身体障害児（者）で、1 か月の内 20 日以上自宅で介護している者とする。ただし、「身体障害者補装具給付事業」の対象者（脳性麻痺等脳原性運動機能障害等）は除く。 ○助成方法 利用券 5,000 円以内 / 月 × 12 枚 ○その他 ・高齢者紙おむつ助成と同内容として実施する。
(3)短期入所事業	身体障害者短期入所事業実施要綱 在宅の重度身体障害者を介護している家族が疾病・冠婚葬祭等による不在等や休養のため居宅における介護が困難となった時施設を一時的に利用できる。 対象者：在宅の重度身体障害者 期 間：7 日以内 委託先：「指定介護老人福祉施設やまびこ」 平成 15 年度 実績なし	身体障害者短期入所事業実施要綱 在宅の重度身体障害者を介護している家族が疾病・冠婚葬祭等による不在等や休養のため居宅における介護が困難となった時施設を一時的に利用できる。 対象者：在宅の重度身体障害者 期 間：7 日以内 委託先：「指定介護老人福祉施設やまびこ」 平成 15 年度 実績なし	現行どおり新町に引き継ぐ。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 7	協定項目名	障害者福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(4) 修学援助事業	在宅重度心身障害児（者）修学援助費助成要綱 重度の心身障害の状態にある者が修学する場合において、自らの力で通学・通園することができないため保護者等の送迎により修学する場合、その送迎に要する費用の一部を助成する。 対象者 保護者の送迎が必要な者で、 身体障害者手帳 1・2 級の者 知的障害の程度が重度の者 身障手帳 3 級で知的障害中度の者 その他町長が必要と認めた者 助成額 自家用車等による場合 基本額 4,000 円 + 自宅からステーションまでの往復距離 × 37 円 / km × 通学日数 徒歩による場合 基本額 4,000 円 月額 10,000 円を限度 支給期間：12 ヶ月（学期ごとに支払い） 平成 15 年度実績 5 名	制度なし	下記のとおり新町に拡大して実施し、詳細については合併時まで調整する。 ○対象者 現行どおりとする。 ○修学先 対象となる修学先は、義務教育またはこれに準ずる学校とし、自宅からスクールバス等のステーション（最も近距離）まで自家用車・徒歩等で送迎するものに限る。 ○助成額 ステーションまでの送迎に要した費用を助成する。 ・養護学校等 10,000 円 / 月 ・その他（ステーション、学校） 3,000 円 / 月 ○その他 ・複数の対象者を同一のステーションへ送迎する場合は 1 人分の助成とする。 ・支援費制度を利用している場合は助成しない。 ・入院等により 1 ヶ月を通して通学していない場合は助成しない。 ・8 月は支給しない。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 7	協定項目名	障害者福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(5) 通院 通所等交 通費助成	身体障害者（児）通院通所等交通費助成要綱 身体障害者（児）のその障害の適切な医学治療を確保する一助として、通院または通所等に要する交通費を助成する。 対象者：障害の程度が１級に該当する者で腎臓疾患による人工透析通院通所患者、またその他町長が必要と認めた者 助成額 自家用車による場合 自宅から病院等までの往復距離 × 37円 / km × 通院日数 公共交通機関による場合 タクシー、路線バス、電車等に要した経費 要介護認定を受けている者で介護者が送迎している場合は 4,000 円加算 月額 10,000 円を限度 平成 15 年度実績 9 名	制度なし	下記のとおり新町に拡大して実施し、詳細については合併時まで調整する。 ○対象者 現行どおりとする。 ○助成額 通院等に要した交通費を助成する。ただし月額 5,000 円を限度とする。 〔自宅から病院までの往復距離（0.1km 単位とし、少数第 1 位未満切捨）× 37 円 / km × 通院日数〕 ○その他 ・他の制度利用者は除く。（支援費制度、介護保険制度等による送迎）

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 7	協定項目名	障害者福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(6) 精神障害者医療費助成	精神障害者医療費助成要綱 ・対象者（次のいずれにも該当する者） (1)町内に継続して3年以上居住している者 (2)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者で、中毒性精神病者でない者 (5)精神保健法第19条の5に規定する精神病院の精神病床に1年以上継続して入院している者。ただし、再入院が3月以内の場合は継続して入院している者とみなす。 (6)生活保護法による保護を受けていない者 (7)精神保健法による措置入院者でない者 (8)その他の法律等による給付（保険診療一部負担金がある場合は除く）を受けていない者 (9)前年の町民税が非課税の者 ・助成要件 助成対象者又はその保護者に対し精神障害の治療のための入院医療費の一部負担金に対して助成する。 ・助成額 入院に要する医療費の一部負担金を支払った場合において、当該支払額から附加給付の額を控除して得た額の2分の1の額を助成する。ただし、1月につき5,000円を限度とする。 平成15年度実績 6名	制度なし	下記のとおり新町に拡大して実施し、詳細については合併時まで調整する。 ○対象者（次のいずれにも該当する者） (1)町内に継続して1年以上居住している者 (2)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者で、中毒性精神病者でない者 (5)精神保健法第19条の5に規定する精神病院の精神病床に1年以上継続して入院している者。ただし、再入院が3月以内の場合は継続して入院している者とみなす。 (6)生活保護法による保護を受けていない者 (7)精神保健法による措置入院者でない者 (8)その他の法律等による給付（保険診療一部負担金がある場合は除く）を受けていない者 (9)前年の町民税が非課税の世帯 ○助成要件 助成対象者又はその家族に対し精神障害の治療のための入院医療費の一部負担金に対して助成する。 ○助成額 入院に要する医療費の一部負担金を支払った場合において、当該支払額から附加給付の額を控除して得た額の2分の1の額を助成する。ただし、1月につき5,000円を限度とする。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 7	協定項目名	障害者福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(7) サマーホリデー	愛知郡サマーホリデーサービス事業実施要綱 障害児が夏休み期間中において、創作的活動、機能訓練等を行うことにより規則正しい生活習慣を維持する。 (愛知郡4町事業) 対象者：小学校ならびに中学校障害児学級または養護学校に在籍する愛知郡の身体障害児および知的障害児 負担金：195,000 円 (均等割と人口割による) 実施期間：20日以上 平成16年度実績 4名	愛知郡サマーホリデーサービス事業実施要綱 障害児が夏休み期間中において、創作的活動、機能訓練等を行うことにより規則正しい生活習慣を維持する。 (愛知郡4町事業) 対象者：小学校ならびに中学校障害児学級または養護学校に在籍する愛知郡の身体障害児および知的障害児 負担金：229,000 円 (均等割と人口割による) 実施期間：20日以上 平成16年度実績 8名	事業については引き続き実施し、その内容は新町において調整する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25 - 7	協定項目名	障害者福祉事業の取扱いについて
--------	--------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(8) 障害者（児）社会参加促進事業	ハーティ・タクシー運賃助成要綱 重度心身障害者（児）および高齢者等の生活行動範囲の拡大を図るためタクシー利用券を交付し、社会参加の促進に寄与することを目的とする。 対象者 身体障害者手帳が１・２級および３級に該当する者 療育手帳の交付を受けた者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 満６５歳以上の老人世帯 その他特に町長が認めた者 助成額：１回の乗車につき６００円（２４回／年間限度） 平成１５年度実績 ４７名 延利用枚数：３２３枚×６００円＝１９３,８００円	心身障害者社会参加促進助成事業実施要綱 心身障害者が障害を克服し、社会参加への促進を図るためタクシー運賃またはガソリン代を助成する。 対象者 身体障害者手帳１・２級所持者 療育手帳重度・最重度所持者 精神障害者保健福祉手帳１級所持者 助成額：年間６,０００円 （タクシー券 ６００円×１０枚綴） （ガソリン券 ６,０００円） 平成１５年度実績 タクシー券 ２８名 延利用枚数：１３５枚×６００円＝８１,０００円 ガソリン券 １０４名 延利用枚数：７９件×６,０００円＝４７４,０００円	下記のとおり実施し、詳細については合併時までに調整する。 - 事業内容 心身障害者（児）が社会参加等を行うために必要な交通費または燃料費の一部助成を行う。 - 対象者 在宅の者で、 身体障害者手帳１～３級所持者 療育手帳の交付を受けた者 精神障害者保健福祉手帳１～３級の所持者 - 助成方法 タクシー利用券、路線バス・近江鉄道利用券またはガソリン代償還払いのいずれかの選択方式とする。 タクシー利用券：年間１枚６００円を２４枚 路線バス・近江鉄道利用券：年間１枚２００円を７２枚 ガソリン代償還払い：年間７,２００円まで。 （ただし、ガソリン代償還払いの対象者は身体障害者手帳１・２級、療育手帳重度・最重度、精神障害者保健福祉手帳１級の所持者に限る。） - その他 - 本事業は、（仮称）高齢者通院支援事業および（仮称）高齢者外出支援事業とは重複できない。 （年齢６５歳未満の者は本事業を優先する。） - 本事業の該当者で年齢６５歳以上の者は、本事業または（仮称）高齢者（通院・外出）支援事業のいずれかを選択するものとする。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 - 7	協定項目名	障害者福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(9) 重度 障害児訪問看護利用助成事業	医療行為を常時必要とする児童へ福祉、医療、教育の連携のもとに訪問看護の利用助成を行う。(県補助制度) 対 象：常時医療行為を必要とし、現に健康保険による訪問看護を利用している児童 事業者：訪問看護事業者 対象者なし	医療行為を常時必要とする児童へ福祉、医療、教育の連携のもとに訪問看護の利用助成を行う。(県補助制度) 対 象：常時医療行為を必要とし、現に健康保険による訪問看護を利用している児童 事業者：訪問看護事業者 負担金：238,000 円 (H16.10.1～) 平成 1 6 年度 1 名	現行どおりとする。
(10) 在宅 重度心身 障害者 激励金	制度なし	在宅の重度心身障害者もしくはその人を介護する者に支給。 対象者：在宅で療育手帳重度および最重度の者かつ特別障害者手当未支給者 支給額：一人につき月額 2,500 円 年 3 回 8・12・4 月に支給 平成 1 5 年度実績 2 名	下記のとおり新町に拡大して実施し、詳細については合併時まで調整する。 ・支給額は、月額 5,000 円とする。 ・支払方法は、9 月と 3 月の年 2 回とする。 ・満 65 歳に到達し高齢者介護慰労金の対象となる者は除く。